



育児・介護休業法 改正のポイント

2025年4月1日から、
育児・介護休業法が改正されます。
育児や介護をしながら
働く方を支援するため、
企業も制度の見直しが必要です。

2025年4月1日施行!

改正のポイント

① 子の看護等休暇の拡大

対象範囲の拡大：小学校3年生修了時まで取得可能に。取得事由の追加：感染症による学級閉鎖や入園・入学式、卒園式への参加も対象。取得できる労働者の拡大：週2日以下勤務の人を除き、ほぼ全ての労働者が取得可能に。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

小学校就学前の子を養育する労働者も残業免除対象に。

③ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化

3歳未満の子を育てる労働者のテレワーク環境を整備する努力義務が追加。

④ 育児休業取得状況の公表義務の拡大

従業員300人超の企業も公表義務の対象に。

⑤ 介護離職防止のための支援制度の強化

介護に直面した労働者へ、会社は支援制度の周知・意向確認が義務化。介護中の労働者向けテレワーク推進が努力義務に。



企業の対応ポイント

- 就業規則・社内制度の見直し
- 社員への周知と研修実施
- テレワーク環境の整備
- 育休取得状況の公表準備(300人超の企業)
- 看護休暇や残業免除の範囲を拡大。
- 管理職・人事向けの研修や社内説明会を行う。
- 育児・介護を行う社員が柔軟に働ける仕組みを整える。
- 男性の取得率向上もポイント。



労務コンサルティング / 会計コンサルティング / EAP制度(メンタルヘルス支援) /
運営コンサルティング / 経営補助支援
しえんグループ 運営会社 **WKA COMPANY**

【東京事務所】〒102-0081 東京都千代田区四番町2-1
【大阪事務所】〒590-0053 大阪府堺市堺区文珠橋通3-2

TEL 03-6820-2171
E-mail info@wkacompany.com

経営課題と改善が見える化!
今すぐ経営力診断をSTART!!



<https://manage-support.net/>